

令和7年度第2回さいたま市スポーツ文化局指定管理者審査選定委員会 議事概要

1 日 時 令和7年8月7日(木) 10時30分～11時40分

2 会 場 ときわ会館3階第3会議室

3 出席者 (委 員) 上田和恵委員長、小宮綾子委員、有田明子委員、宝力美和委員、
石塚正歳委員、大熊裕史委員、渋谷浩司委員
(所管課)文化振興課
(事務局)スポーツ振興課

4 欠席者 なし

5 諮問内容と答申結果

以下の施設の選考方法案について諮問を受け、議事要旨のとおり答申した。

施設名称	施設数	施設種別	募集方法	指定期間
さいたま市民会館うらわ	1	文化施設	非公募	令和9年4月1日 ～令和12年3月31日

6 議事要旨

(1)さいたま市民会館うらわ指定管理者の選考方法案について

所管課から、以下の内容について説明を受けた。

① 募集区分

単独とする。

② 設置条例名、設置目的

さいたま市文化会館条例、市民の文化の向上と福祉の増進を図るため

③ 募集方法

非公募とし、公益財団法人さいたま市文化振興事業団を候補者とする。理由として、市民会館うらわは、文化センター及び市民会館おおみやと同様に、「文化芸術創造拠点」として位置付けられており、市の文化芸術施策と密接に連携した事業展開を行いつつ、施設の機能・特性を活かした情報の発信、舞台芸術等の鑑賞・創造及び担い手の育成・交流を行う市民等の文化芸術活動の中心的な役割を果たすことが求められている。

公益財団法人さいたま市文化振興事業団は、「さいたま市文化芸術都市創造計画」における「計画の主要な推進主体」として位置づけられており、市との連携強化や、これまでに蓄積されてきた文化芸術に関する人材や情報等を最大限に活用し、将来的には本市の文化芸術に関する総合窓口としての機能を構築することとされていることから、文化センター及び市民会館おおみやと同様、「文化芸術創造拠点」施設の管理・運営に相応しい団体と考える。

④ 指定期間

令和9年4月1日～令和12年3月31日(3年間)

⑤ 施設概要・業務内容

・施設概要

【所在地】さいたま市浦和区高砂1丁目1000番地

【規模】専有面積7,288.64㎡、鉄骨鉄筋コンクリート造、

地下2階・地上27階のうち地下1階・3階～5階部分、令和9年4月1日開館

【主な施設】ホール、コンサートルーム、集会室、展示室等

・指定管理者の業務

○文化・芸術事業に関する業務

○施設の利用許可、利用料金の徴収に関する業務

○施設の維持管理に関する業務

○その他施設の管理運営に関する業務

⑥ 選定基準

・配点については、各審査項目について、基本的に5点とし、選定に当たってより重要と考える項目については、配点のウェイトを2倍の10点、または3倍の15点とした。

・最低制限基準については、全委員が満点をつけた場合の合計得点から2(4)①の配点数を減じた点数の70%とした。

・文化芸術都市の創造に向けた取組みの各項目及び施設の利用率を向上させる提案を重要項目と考え、3倍の15点の配点とした。

⑦ 利用料金制

あり

⑧ 指定管理料

・3年間で、715,525,510円

・人件費、施設管理費、文化事業費、一般管理費からなる管理経費等の合計から利用料金等の収入額の合計を差し引いた額を指定管理料として設定している。

⑨ スケジュール

募集期間:令和7年8月18日～9月16日

【質疑等】

Q 市民会館うらわは新しい施設であり、これまで管理の実績がない中でどのように採点すればよいか。

A 次回委員会にて事業者が行うプレゼンテーションの内容で採点いただくこととしている。

Q 指定管理料について、令和9年に開館する新施設となるが、文化事業費は建替え前の施設と比較してどのようにお考えか。

A 旧施設ではなく、市民会館おおみやと比較しており、市民会館おおみやの文化事業費が各年度6,000万円ほどであるのに対し、低い金額としているが、大ホールの規模が市民会館おおみやの約3分の1であることを考慮している。

Q 指定管理料における人件費が指定管理期間の3年間で一定であるが、最低賃金を引き上げる

傾向がある中で、サービスを維持できるような予算であるか。

A 内閣府で公表している「中長期の経済財政に関する試算（令和7年1月試算）」における賃金上昇率や、（公財）さいたま市文化振興事業団にて作成している給与表等を基に積算しているため、維持できると考える。

Q 利用料金や文化事業収入について、市民会館おおみやを参考にしているとのことだが、施設の規模が違うのでは。

A 市民会館おおみやと同程度の稼働率約70%を想定し、市民会館うらわの施設数や規模に合わせて積算している。

Q 建替え前よりも施設規模が大きくなるため、職員数も増えることが予想されるが、人件費の算出する際に考慮されているか。

A 施設規模等を考慮し、人件費を割り出している。清掃等の総合管理業務は再委託を行うことも考えられる。

Q 芝居、音楽等の事業を行うにあたり、専門の職員は配置されるのか。

A （公財）さいたま市文化振興事業団に専門知識を持った職員や、事業企画・実施経験のある職員が在籍しているため、建替え後の施設においても適材適所な配置が行われると考えている。

Q 指定管理料における文化事業費等の管理費は1年ごとに増額しているが、利用料金は2年目に下がっているのはなぜか。

A 令和8年度から受付を開始する予定の施設予約については、令和9年度に利用料金をお支払いいただき、収入に含むこととしているため、初年度である令和9年度の金額が高くなっている。

Q 令和9年度は、令和8年度に施設予約を行った令和9年度利用分の収入も含まれるということ踏まえると金額が低いのではないか。

A 初年度は稼働率を低く見積もっているため、この金額としている。

Q 次回の選定の際も非公募となるのか。

A 「さいたま市文化芸術都市創造計画」の期間が令和3年度から令和12年度までとなっていることから、現時点では、次回の選定の際も非公募と考えている。

Q 指定管理期間が令和9年度に開始するが、今年度に選定する理由は。

A 指定管理期間は令和9年度からであるが、令和8年度から施設予約を受付ける予定である。施設予約の受付や開館の準備業務は令和8年度から行う必要があるため、今年度に指定管理者を選定し、令和8年度の開館準備業務を、（公財）さいたま市文化振興事業団に委託したいと考えているためである。

Q 非公募施設であるが、募集期間は約1か月必要か。

A 市で定めている基準に則り、この期間としている。

【所管課退室後の意見、指事】

なし

【結果】

さいたま市民会館うらわ指定管理者の選考方法案については、所管課の案のとおり承認することに決定した。